

### 3 申請者が受けている許可証の写し

収集運搬業 産業廃棄物収集運搬業許可証(大分県)  
 産業廃棄物収集運搬業許可証(福岡県)  
 産業廃棄物収集運搬業許可証(山口県)

処 分 業 産業廃棄物処分業許可証(大分県)

( ご覧になりたい許可証をクリックして下さい )

産業廃棄物処理業許可の統括表

処理業 の種類  廃棄物 の種類	産 廃 収 集 運 搬 業  大 分 県  ※	産 廃 収 集 運 搬 業  福 岡 県	産 廃 収 集 運 搬 業  山 口 県	産 廃 処 分 業  大 分 県
金属くず	●	●	●	●
廃プラスチック類	●	●	●	●
ガラスくず等	●	●	●	●
紙くず	●	●		●
繊維くず	●	●		●
木くず	●	●	●	●
がれき類	●	●	●	●
ゴムくず	●	●	●	
燃えがら	●	●	●	
ばいじん	●	●	●	
鉱さい	●	●	●	
汚泥	●	●	●	
廃油	●	●		
廃酸	●	●		
廃アルカリ	●	●		
動植物性残さ	●	●		
政令13号廃棄物			●	

※ 積替保管行為を含む許可

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大分県中津市大字植野906番地の1  
氏名 中津ゆうび有限会社  
代表取締役 内野 優

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事 広瀬 勝貞



許可の年月日 平成 26 年 12 月 19 日  
許可の有効期限 平成 31 年 7 月 29 日

## 1. 事業の範囲

### 事業の区分

収集運搬 (積替え又は保管行為を含む。) 以下余白

### 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥 (有機汚泥、無機汚泥)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類 (自動車等破砕物、廃容器包装、廃プリント配線板を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず (自動車等破砕物、廃容器包装、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極で不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるものを含む)、ガラスくず等 (自動車等破砕物、廃ブラウン管 (側面部に限る)、廃石膏ボード、廃容器包装を含む)、鋳さい、がれき類、ばいじん

(以上16種類。ただし、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、上記以外の非安定型産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ (積替え又は保管を行う場合に限り。)

### (1) 積替保管場所所在地

大分県中津市大字植野字亀山906番1

### (2) 積替保管を行う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類 (自動車等破砕物、廃容器包装、廃プリント配線板を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず (自動車等破砕物、廃容器包装、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極で不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるものを含む)、ガラスくず等 (自動車等破砕物、廃ブラウン管 (側面部に限る)、廃石膏ボード、廃容器包装を含む)、がれき類

### (3) 積替保管面積

152㎡

### (4) 保管上限

209㎡

### (5) 保管の高さ

2m

### (6) 保管の条件

余白

- (1) 積替保管場所所在地  
日田市大字花月字鳴石2351番5、字藤原2332番7
- (2) 積替保管を行う産業廃棄物の種類  
燃え殻、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物、廃容器包装、廃プリント配線板を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物、廃容器包装、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極で不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるものを含む）、ガラスくず等（自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部に限る）、廃石膏ボード、廃容器包装を含む）、がれき類
- (3) 積替保管面積  
183.46㎡
- (4) 保管上限  
147.5㎡
- (5) 保管の高さ  
1.2m（がれき類、ガラスくず等）、1.25m（ゴムくず、廃プラスチック類、金属くず）
- (6) 保管の条件  
余白

### 3. 許可の条件

なし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成16年 7月30日	産業廃棄物収集運搬業許可
平成18年 2月17日	変更届（運搬施設）
平成19年10月12日	変更届（役員、運搬施設）
平成19年10月16日	産業廃棄物収集運搬業変更許可（品目の追加）
平成19年10月31日	変更届（運搬施設）
平成20年 7月28日	変更届（運搬施設）
平成20年10月 9日	変更届（運搬施設）
平成21年 3月13日	変更届（運搬施設）
平成21年 6月25日	変更届（役員）
平成21年 7月30日	産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成22年 1月14日	変更届（代表者）
平成22年 4月16日	変更届（運搬施設）
平成22年 8月17日	変更届（役員）
平成22年11月19日	変更届（保管場所）
平成23年 6月21日	変更届（運搬施設）
平成23年 6月21日	変更届（役員）
平成23年10月 7日	変更届（運搬施設）
平成24年 1月24日	変更届（役員）
平成24年12月25日	変更届（役員、運搬施設）
平成24年12月25日	変更届（役員、運搬施設）
平成25年 2月20日	変更届（運搬施設）
平成25年 3月29日	変更届（役員、運搬施設）
平成25年 7月19日	変更届（運搬施設）
平成25年11月 8日	変更届（運搬施設）
平成26年 7月24日	変更届（事務所、事業場）
平成26年 7月30日	産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成26年12月19日	産業廃棄物収集運搬業変更許可（積替保管を行う種類の追加）

### 5. 積替え許可の有無 市名

有・無  
許可番号

### 6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大分県中津市大字植野906番地の1

氏 名 中津ゆうび 有限会社  
代表取締役 内野 優

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小 川 洋



許 可 の 年 月 日 平成 27 年 3 月 18 日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成 32 年 3 月 17 日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）

積替え、保管を含まない。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物を含む。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。） 以上16品目 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成27年 3月18日 更新許可

以下余白

5. 積替え許可の有無

有 ・  無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名

許可番号

以下余白

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の保健福祉環境事務所で行ってください。

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大分県中津市大字植野906番地の1  
氏 名 中津ゆうび有限会社  
代表取締役 内野優

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政



許 可 の 年 月 日 平成 27 年 1 月 8 日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成 32 年 1 月 7 日

### 1. 事業の範囲

#### (1) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、燃え殻、汚泥(無機性汚泥に限る。)、木くず、ゴムくず、鉱さい、がれき類、ばいじん、13号廃棄物

(これらは、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)  
以上11種類

#### (2) 事業の区分

積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

### 3. 許可の条件

#### 4. 許可の更新又は変更の状況

#### 5. 積替え許可の有無

無

#### 6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

無

### 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

## 産業廃棄物処分量許可証

住所 大分県中津市大字植野906番地の1

氏名 中津ゆうび有限会社

代表取締役 内野 優

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事 広瀬 勝 貞



許可の年月日 平成27年10月15日

許可の有効期限 平成29年4月10日

## 1. 事業の範囲

## 事業の区分

中間処理(破碎、選別、圧縮・梱包) 以下余白

## 産業廃棄物の種類

## 破碎

廃プラスチック類(廃容器包装、廃プリント配線板を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(廃容器包装、廃プリント配線板、鉛製の管又は板であって不要物であるものを含む)、ガラスくず等(廃石膏ボード、廃容器包装を含む)、がれき類

## 選別

廃プラスチック類(廃容器包装を含む)、金属くず(廃容器包装を含む)、ガラスくず等(廃容器包装を含む)

## 圧縮・梱包

廃プラスチック類(廃容器包装を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(廃容器包装を含む)

(以上7種類。ただし、石綿含有産業廃棄物であるものを含まず、上記以外の非安定型産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

## 2. 事業の用に供するすべての施設

## (1) 施設の種類の種類

選別施設

## 設置場所

大分県日田市大字東有田字葉口3970番5

## 設置年月日

平成27年10月2日

## 処理能力

4.5t/日(8時間)

## 産廃の種類

廃プラスチック類(廃容器包装を含む)、金属くず(廃容器包装を含む)、ガラスくず等(廃容器包装を含む)

## (2) 施設の種類の種類

破碎施設(固定式)

## 設置場所

大分県中津市大字植野907番

## 設置年月日

平成18年12月10日

## 処理能力

4.8t/日(8時間)

## 産廃の種類

ガラスくず等(廃石膏ボードを含む)

## (3) 施設の種類の種類

破碎施設(固定式)

## 設置場所

大分県中津市大字植野907番、900番2

## 許可年月日

平成19年11月2日

## 許可番号

廃対第12-5号

## 設置年月日

平成19年11月5日

## 処理能力

80t/日(8時間)

## 産廃の種類

廃プラスチック類(廃容器包装、廃プリント配線板を含む)、木くず、金属くず(廃容器包装、廃プリント配線板、鉛製の管又は板であって不要物であるものを含む)、ガラスくず等(廃容器包装を含む)、がれき類

以下裏面へ続く

## 裏面

- (4) 施設の種類 破砕施設（固定式）  
 設置場所 大分県日田市大字東有田字葉口3970番5、3970番13  
 許可年月日 平成27年3月19日  
 許可番号 廃対第3号の27  
 設置年月日 平成27年3月25日  
 処理能力 廃プラスチック類 29.23t/日、紙くず25.25t/日、木くず 28.21t/日、繊維くず27.8t/日、金属くず 26.18t/日、がれき類 24.69t/日、ガラスくず等 29.33t/日（8時間）  
 産廃の種類 廃プラスチック類（廃容器包装、廃プリント配線板を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（廃容器包装、廃プリント配線板、鉛製の管又は板であつて不要物であるものを含む）、がれき類、ガラスくず等（廃容器包装を含む）
- (5) 施設の種類 圧縮・梱包施設  
 設置場所 大分県中津市大字植野907番  
 設置年月日 平成18年12月10日  
 処理能力 30m<sup>3</sup>/日（8時間）  
 産廃の種類 廃プラスチック類（廃容器包装を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（廃容器包装を含む）
- (6) 施設の種類 圧縮・梱包施設  
 設置場所 大分県日田市大字東有田字葉口3970番5  
 設置年月日 平成27年10月2日  
 処理能力 2.4t/日（8時間）  
 産廃の種類 廃プラスチック類（廃容器包装を含む）
- (7) 施設の種類 圧縮・梱包施設  
 設置場所 大分県日田市大字東有田字葉口3970番5  
 設置年月日 平成27年10月2日  
 処理能力 32m<sup>3</sup>/日（8時間）  
 産廃の種類 廃プラスチック類（廃容器包装を含む）、紙くず、繊維くず、金属くず（廃容器包装を含む）
- (8) 施設の種類 破砕施設（固定式兼移動式）  
 設置場所 大分県日田市大字東有田字葉口3970番5、3970番13  
 設置年月日 平成27年3月15日  
 処理能力 廃プラスチック類 3.27t/日、紙くず 3.12t/日、木くず 3.2t/日、繊維くず 3.12t/日、金属くず 3.76t/日、ガラスくず等 3.9t/日（8時間）  
 産廃の種類 廃プラスチック類（廃容器包装、廃プリント配線板を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（廃容器包装、廃プリント配線板、鉛製の管又は板であつて不要物であるものを含む）、ガラスくず等（廃容器包装を含む）

## 3. 許可の条件

移動式として使用する場合は、大分県内（大分市を除く）の当該廃棄物の排出現場内に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成19年 4月11日	産業廃棄物処分業許可
平成19年10月12日	変更届(役員)
平成19年12月19日	産業廃棄物処分業変更許可(処分方法、品目の追加)
平成21年 6月25日	変更届(役員)
平成22年 1月14日	変更届(代表者)
平成22年 8月17日	変更届(役員)
平成23年 6月21日	変更届(役員)
平成24年 1月24日	変更届(役員)
平成24年 4月11日	産業廃棄物処分業更新許可
平成24年12月25日	変更届(役員)
平成25年 3月29日	変更届(役員)
平成27年 4月30日	変更届(施設の追加)
平成27年 8月 3日	変更届(施設の変更)
平成27年10月 2日	変更届(施設の追加)
平成27年10月15日	産業廃棄物処分業変更許可(処分方法、品目の追加)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無  
有

